

回				
覧				

## 《 2011年憲法フェスティバル中止のお知らせ 》

3.11の東日本大震災により茨城でも甚大な被害に見舞われ、さらに福島第1原発事故はまだ収束の見通しがたっていません。こうした状況下で、実行委員会では2011年憲法フェスティバルを中止する事を決めました。同時に実行委員会では、単に中止するのではなく力を結集して被災者救援と復興支援に取り組むことにしました。具体的には、「下記アピールを関係各機関に送付する。各団体で可能な被災者救援と復興支援に取り組むと同時に実行委員会としても募金活動を行う。5月3日当日12時から14時まで水戸駅で宣伝・募金行動を行う。」ということになりました。

### — 憲法を力に！だまされない・あきらめない・生きさせろ — 震災復興と生存権保障を求めるアピール

2011年4月14日

3月11日、東日本をおそった巨大地震と大津波により、東北・関東各県は筆舌に尽くしがたい甚大な被害に見舞われた。さらに、最悪のレベル7と評価された福島第一原子力発電所の事故により、大量の放射性物質が大気、海洋、大地に拡散し続け、今なお収束の見通しさえたっていない。原発周辺住民が帰るあてのない避難生活を強いられ、放射能汚染が国民の食と水を脅かし、茨城県内の農・漁業も計り知れない損害を被っている。

こうした中で、私たちは、毎年5月3日に開催してきた憲法フェスティバルを今年はやむなく中止することとした。しかし、今年のテーマに掲げたスローガン『憲法を力に！だまされない・あきらめない・生きさせろ』が今日ほど輝きを増している時はない。

この原発災害は、この国が国民をあざむいてきた『安全神話』の虚構を余すところなく明らかにした。「想定外」との言い訳には決してだまされない！。世界有数の地震国において、「絶対安全」と称して、数多くの原発を設置し、原子力依存のエネルギー政策を進めてきた国と電力会社による人災に他ならない。

今なすべきことは、一刻も早く放射性物質の放出を止めて安全を回復することであり、避難者をはじめ直接・間接に損害を被った被害者全てに十分な補償をすることである。同時に全国の原発を停止して可及的速やかに総点検を行い、廃炉を含めた原子力政策の抜本的な見直しを行うべきである。原発への依存をやめ、再生可能エネルギーへの転換と夜間労働の規制をはじめとする低エネルギー社会の実現へ大きく舵を切り替えるべきである。

この未曾有の大災害から立ち直るためには、一瞬にして家族や家を失い、仕事も故郷も失った全ての被災者にできる限りの手厚い援助が必要である。どんな困難に直面しても、国民は決して未来をあきらめない！。日本国憲法は、ひとりひとりが人間として尊重され、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を保障している。今こそ、生きさせろ！という叫びにこたえ、被災者の生存権保障に全力をあげることが国の責務である。

今、この国のあり方が根本から問われている。基地はいらない！米軍への思いやり予算よりも復興予算を！弱者いじめの消費税増税よりも大企業の貯め込み内部留保の還元を！農業破壊のTPP参加ではなく安全安心な食料を日本の大地から！・・・と声を大にして叫ぼう。

私たちは、震災復興のためにどんな努力もいとわない。小さな善意はやがて大きな大河となり、津波に飲み込まれた大地を潤すだろう。そして未来を担う子どもたちの明るい笑顔が輝き、笑いがあふれる日が来るに違いない。その日をめざして、力をあわせよう。この国の主人公は私たち自身なのだから。

2011年憲法フェスティバル実行委員会

代表 長田 満江 ・ 田村 武夫

〔事務局〕 〒310-0062 水戸市大町3丁目1番24号 はばたきビル

電話 029-231-4555 Fax 029-232-0532

## 明日(4/27)団体交渉を開催予定

3月10日に提出した「2011年度賃金・労働条件改善要求について(要求書)」（あゆみ速報4822～4824(本号)参照)に対し、機構から4月12日付けで回答がありました。組合員の切実な要求に対し、機構の回答は抽象的であり誠実とはいえませんでした。今回の回答について、団体交渉を行い具体的な回答を行うよう強く要求します。

### 第82回茨城県中央メーデーに参加しましょう！

～働くものの団結で生活と権利を守り、平和と民主主義、中立の日本をめざそう～

東北関東大震災の被災地支援

貧困と格差の解消。全ての労働者の賃上げと雇用確保で内需拡大を。

「TPP参加」「地域主権改革」反対。国民いじめの消費税増税反対。

許すな憲法改悪。米軍基地の再編・強化反対

とき 5月1日(日) 雨天中止

受付 9:30～ 開会 10:00～

デモ行進 11:00～(コースは、会場 水戸駅南口(全員到着後解散))

会場 水戸市千波公園内 「はなみずき広場」

主催 第82回茨城県中央メーデー実行委員会

参加者には組合から千円の補助が出ます。皆さま、奮ってご参加下さい。

第82回メーデーは、震災の被災地支援と政治の閉塞感を打ち破り、「大企業中心」「対米追従」の政治から「国民本位の政治転換」を求めて次の4点を中心に取り組みます。

#### 『賃上げ・雇用確保』『内需主導の景気回復』を

この10年間で62万円もの賃金ダウンや高い失業率、深刻な就職難、それに年収200万以下の労働者は1100万人に。一方、大企業の内部留保は244兆円。この歪を正すため今春闘をたたかう。

#### ディーセントワーク実現など働くルール確立を

長時間過密労働や成果主義の賃金・労働条件で、メンタルヘルスなど深刻な健康被害が進む。労働時間短縮や派遣法の抜本改正、有期雇用規制など「人間らしく生き、働くためのルールづくり」をめざす。

#### 国民的共同の力で「TPP参加」反対、憲法・平和を守る

農業や地域経済や雇用など国のあり方を大きく変える「TPP」への参加、国の責任放棄で地方自治を破壊する「地域主権改革」に反対。辺野古への新基地押しつけや「新防衛計画大綱」に反対。衆院比例定数削減など憲法蹂躪、平和と民主主義を脅かす攻撃を許さないたたかいを国民的共同の力で進める。

#### 国内外の労働者と連帯・共同の強化

日本の労働者の1/3は非正規労働者、女性では1/2という状態。労働者の8割が未組織労働者。春闘などで新入職員などの労組への加入促進を図る。ILOは「若年雇用は世界の優先事項」と位置づけ取り組み強化を訴えている。こうした共通課題で国内外の労働者と連帯・共同の取り組みを強める。

## 2011 年度春闘要求書 (その3)

機構に提出した「2011 年度賃金・労働条件改善要求について(要求書)」の最終回分を掲載します。前2回掲載した要求書の構成は以下のとおりです。

- ・ 賃金の大幅引き上げと格差是正について
- ・ 諸手当の引き上げと新設について
- ・ 時間短縮・休日増及び健康管理等について
- ・ 配置転換・出向について
- ・ 定年延長・継続雇用制度・再就職について

### 2011 年度賃金・労働条件改善要求 (その3)

#### 交替勤務等について

機構における交替勤務者の能力と知識の向上は、原子力施設の安全を確保するための必須条件であるとともに、運転管理の強化は国民の強い要請でもある。こうした視点から、現在の原子力発電所の運転管理等をも研究して、運転管理の改善と強化を図るとともに、直勤務体制の抜本的な見直しを行うこと。また、当面以下のように改善を行うこと。

- (1) 職場の安全と交替勤務者の健康を守るため、以下の点につき改善すること。
  - 年間総労働時間数を日勤者より1割以上少なくすること。
  - 交替勤務に定年制を導入すること。
- (2) 3交替勤務者の住宅費は半額とすること。また、点検直勤務、那珂研の時差勤務者及び代直者の住宅費も同様とすること。
- (3) 代直者は十分な人員を確保し、日勤者に過重な負担をかけないこと。
- (4) 交替勤務者の能力開発、技術向上を図るよう研修、教育訓練等の体制を整え、定期的に参加できるようにすること。
- (5) 原子炉施設等の運転業務の安易な下請け化は行わないこと。

#### 機構のあり方と研究環境の整備について

- (1) 機構の運営は、平和利用三原則を定めた原子力基本法に基づき、研究者の自治性と研究の自由が損なわれないように留意し、政治的中立性や公共性を保つこと。
- (2) 研究者が研究活動に没頭できるような研究環境を造りあげることが、創造性あふれる研究機関にしていくための第一歩であり、国民に支持された原子力開発を進める上で重要な課題であると位置づけ、このための必要な施策をとること。特に十分なスペースの確保、煩雑な事務手続きの簡素化、海外研究者等の受け入れ体制の整備等を進め、本来の研究業務に専念できる環境を実現すること。
- (3) 機構の予算、研究計画及び事業計画等の立案及び実施にあたっては、それらの内容を早期に明らかにするとともに、職員の意見を十分尊重すること。
- (4) 任期付き研究員については、処遇の切り下げを行わないこと。また、本人の希望があれば職員に採用するよう制度化すること。
- (5) 人員増などについて、以下の改善を行うこと。
  - 定員の一律削減措置を止めるよう国に働きかけ、職場の実態(例えば技術的支援、安全管理、品質保証、情報セキュリティ、法令遵守等への対応)等に見合った人員増と配置ならびに人材育成を行うこと。
  - 職員の採用にあたっては全国公募とし、民主的に行うこと。
  - 常勤職員及び臨時職員を正職員とすること。
  - 安易な下請け化は行わないこと。
- (6) 軍事研究には参加しない旨を内外に公表すること。「真の平和利用は核兵器が廃絶されてこそ実現可能」とする考え方にに基づき、機構として核兵器廃絶の実現に積極的に貢献すること。また、PKO協力法に基づく機構職員の派遣要請には断固反対し、危険な紛争地域に職員を送らないことを内外に明らかにすること。
- (7) 核物質防護は、平和利用三原則、基本的人権、研究者の自主性と研究の自由等を損なわないこと

に留意して行うこと。防護施設の変更は研究環境と労働条件の変更にあたるので、労働組合と協議し合意の上行うこと。

- (8) 現行の研究員に対する処遇及び主任、副主任登用制度を研究機関にふさわしい処遇、制度とするためのあり方について、労働組合と協議すること。
- (9) 人当研究費のような研究者が自由に使える予算を大幅に増額すること。また、機構内の予算配分を適切なものとし、競争的資金等に過度に頼ることのないようにするとともに、研究環境や施設並びに装置の維持管理を悪化させるような予算削減は行わないこと。
- (10) 発言、発表の自由を保障するため、以下の改善を行うこと。
  - 外部投稿票は届出制にすること。
  - 学会等での発表を保障するために、学会費、学会発表費、予稿集代、旅費等の必要な諸経費は全額機構負担とすること。
  - 外部からの講師等の依頼があった場合には、不当な介入を行わないこと。
- (11) 国内留学制度を新設すること。また、国外留学制度を充実させ、公正な運用を行うこと。
- (12) 地域、職場の安全のために、以下の改善を行うこと。
  - 職場で自由に発言できる雰囲気は、安全確保や事故防止のための前提条件である。そのような職場作りを機構として促進すること。
  - JCO臨界事故等の教訓に鑑み、防災対策等を含めた労使合同の安全総点検に取り組むこと。
  - 施設の建設時、老朽化対策時、解体時は作業員の安全を第一とし、安全対策のために当初から十分な予算、人員、工事日程を確保すること。
  - 自衛消防隊として、24時間体制に最も相応しいのは、警備職員である。警備業務の外部委託をやめ、職員にするとともに、訓練・教育を充実させること。
- (13) 裁量労働制を適用させる場合は、本人の同意を得て行うこと。また、裁量労働制適用者の裁量を侵害しないこと。

#### 正常な労使関係の確立について

- (1) 「P.P 和解」協定の精神に則り、正常な労使関係の確立と正当な労働組合活動を保障すること。
- (2) 原子力ユニオンと均等の便宜供与を保障すること。
- (3) 労働組合活動を保障するため、組合休暇協定を締結すること。
- (4) 労使間で合意し協定化したものは全て機構の規程等に明記すること。
- (5) 新入職員の教育研修プログラムの中に労働組合の講義時間を新設すること。
- (6) 労働組合主催の集會会場の貸与は、労働組合の要求に沿った形で貸与すること。
- (7) 高崎、那珂支部に組合事務所を貸与すること。

#### その他

- (1) 厚生年金、厚生年金基金、雇用保険、健康保険、介護保険の負担割合を、労働者3、使用者7とすること。
- (2) 福利厚生制度の変更及び新設を行おうとする場合は、事前に労働組合へ説明するとともに協議すること。
- (3) 旧原研にあった労使参加の審議機関である住宅委員会及び給食委員会を改めて設置すること。
- (4) 老朽化した住宅、寮の建替え、改築を行い、十分な住居戸数を確保すること。また、住宅の入居基準を緩和し、希望する地区の住宅・寮に入居できるようにするとともに、入居募集を公平に行うこと。いわゆる「二重貸与」を理由とした単身赴任者の家族の住宅からの追い出しを止めること。
- (5) 宿舍の駐車場使用料は、職員が通勤に使用している車については徴収しないこと。
- (6) 各拠点の食堂は、他拠点所属の職員も同じ条件で利用できるようにシステムを改めること。また、機構で受け入れている学生等についても職員と同等に扱うこと。
- (7) 原科研の出退勤時の渋滞緩和について、開門時間の延長を含めた有効な対策を取ること。
- (8) 一部現金受給、口座数増等の給与振込制度の改善を行うこと。

以上